

令和6年 (第2回定例会)

厚生環境教育委員会 会議録

令和6年6月17日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和6年6月17日(月)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時50分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員(7名)

委員長 安部 一郎

副委員長 重松 康宏

委員 中村 悟

委員 小野 和美

委員 日名子 敦子

委員 三重 忠昭

委員 山本 一成

○欠席委員(1名)

委員 黒木 愛一郎

○委員外議員出席者(0名)

○執行部出席者

教育長 寺岡 悌二 市民福祉部長兼
福祉事務所長 田辺 裕

こども部長 宇都宮 尚代 いきいき健幸部長 和田 健二

教育部長 矢野 義知 こども部次長兼
子育て支援課長 中西 郁夫

教育部次長 稲尾 隆 高齢者福祉課 阿南 剛

ひと・暮らし支援
課長 甲斐 博幸 健康推進課長 末房 日出子

保険年金課長 石崎 聡 スポーツ推進課長 豊田 正順

教育政策課長 森本 悦子 教育政策課参事 時松 哲也

○議会事務局出席者

次長兼議事総務課長 中村賢一郎

課長補佐 松本万紀子 事務員 尾割春晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第55号	令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号） 関係部分	全員一致による 原案可決
議第56号	令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	全員一致による 原案可決
議第61号	別府市立図書館設置及び管理に関する条例の全部 改正について	全員一致による 原案可決
議第66号	市長専決処分について	全員一致による 承認
議第69号	市長専決処分について	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和6年6月17日

厚生環境教育委員会

委員長 安部 一 郎

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10時00分

○安部委員長

おはようございます。

開会に先立ち、お知らせがございます。

本日、黒木委員より、体調不良により欠席したい申出があり、これを了承いたしましたので、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

また、常任委員会の会議録につきましては、市議会公式ホームページにて公開されておりますので、議題外にわたる質疑、また、個人のプライバシーに関する発信等には十分御留意ください。

ただいまから、厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分ほか4件であります。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに高齢者福祉課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）高齢者福祉課関係部分及び議第56号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、当局から説明をお願いします。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

おはようございます。市民福祉部長田辺でございます。

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要につきまして、御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

市民福祉部におきましては、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）において、高齢者福祉課、ひと・くらし支援課の2課より、また、議第56号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）におきまして、高齢者福祉課より予算案を提出しております。

順次、担当課より御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。それでは、高齢者福祉課関係部分について、審査をお願いいたします。

○阿南高齢者福祉課長

よろしくお願いたします。

それでは、配付資料を今回2部送らせていただきましたので、配付資料1枚目から御説明させていただきます。

では、資料上段の一般会計補正予算（第3号）から御説明いたします。左側の歳出を御覧ください。

1番上に記載しております①1084介護保険施設等整備補助金762万2,000円を計上しております。これは昨年度、事業閉鎖した法人が開設時の施設整備に係る財産処分に伴い、国、県への返納金が生じ、市が間接補助を行っておりましたので、市より国へ348万5,000円、県へ413万7,000円を返納するものでございますが、資料右側、歳入の①に記載のとおり、法人からの納付金として同額を計上しております。

歳出に戻っていただきまして、その下の②0848介護保険事業特別会計繰出金の追加額

5,400万円を計上しております。これは資料下段の介護保険事業特別会計補正予算との関連がございますので、一括して御説明いたします。

本件につきましては、令和8年度から全国的に始まる介護DXに向け、要介護認定に関する自治体業務のデジタル化を大分県と共に事業を行うものでございます。

事業内容といたしましては、今回はあくまでモデル事業として行うものでございますが、要介護認定申請を受け付けてから要介護認定の決定に至る一連の流れの中で、可能な限り、これまで紙ベースで行っていた部分をデータでやり取りできるようなシステム改修を行い、実証運用をするといったものでございます。一連の流れにつきましては、2枚目の資料をお開きください。

資料左上に要介護認定の流れと記載しております。図のとおり、申請者から申請が出されましたら、①認定調査を行い、同時に②主治医意見書を医療機関に依頼し、それが戻ってきましたら、③広域圏事務組合において認定審査会を行い、その結果、④認定が出ましたら、認定情報、結果情報をインターネット上に開示するという流れになります。今回、別府市がデジタル対応するのが、下記のA、B、Cになります。資料1枚目、上段左側②にお戻りください。

事業費総額としましては、先ほど申しあげました5,400万円で、資料右側、歳入の②にも記載しておりますが、そのうち国から交付金として、3,934万1,000円を県からの補助金として、655万6,000円を歳入として計上しておりますので、今回、市の一般財源といたしましては、810万3,000円を計上しております。

なお、補助率は国が4分の3、県が8分の1、市は8分の1となっております。今回このデジタル化の事業費を一般会計から特別会計に繰り出しし、資料下段左側、特別会計の歳入歳入に記載のとおり、全額を繰り入れ、②4402 要介護認定に要する経費の追加額に計上しております。

以上で、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしく願います。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○日名子委員

データ化するということですが、今までは5、6枚、チェックシートがありましたよね。あれを単にタブレットに入れるのか。どのような流れなのか。チェックシートや評価は、人間が入力していくということですか。

○阿南高齢者福祉課長

そのとおりで、通常、認定調査員が御自宅に行ったときに、聞き取りとかを紙ですつとこう、どうですか、立って歩けますかとかいった、記したものを市役所に帰ってから、調査票をパソコンで入力します。それがタブレットを持って行って、身体状況を入力していくと調査票が出来上がるというようなイメージでございます。

ですから、今まで調査員が紙に書いていたものをタブレットに直接入力するので、時間短縮を図れるというように認識しております。

また、これまで紙ベースでお渡ししていたものや結果とかというのは、データ化しますので、数枚省略になりますし、病院の主治医意見書というものを今まで紙ベースで送り返してもらっていましたが、それを電子化することで無駄が少なくなります。今、郵便の日数もか

かるようになっていきますので、時間短縮もやはり数日短くなるのではないかとこのことを期待しておるところでございます。以上でございます。

○日名子委員

データ入れたら、例えばですけど、計算式が入っていて、トータル的にこの人は介護度の数字とか、要介護とかの1、2、3、4、5とか、要支援の1、2とか、そういうのが出る計算式か何かが入っているというイメージでいいでしょうか。

○阿南高齢者福祉課長

そうです。そういう認識です。

○日名子委員

それに移行する理由はすごく分かります。日数もかかりますし、御家族の方が何よりどういう審査結果が出るのかいつも不安というか、私の母もそうでしたが、すごく状態悪いのに意外といい評価で、審査のときにやはり高齢者は頑張ろうという気があると思います。そのときに、やはりもっと悪いと思ったのに、結局、何かこう介護施設に入ろうと思っても、要介護3でないと入れない施設とか、そういうのがありますから、なかなか計算式でも、最後は人の目とデータを見てからだと思うのですが、そういう協議の場はありますか。

○阿南高齢者福祉課長

一次判定というのは、純粹に状態見てからという形で行います。その後に主治医意見書とうちの判定結果を基に広域圏事務において、先生方という中で、いろいろそれらの家庭の状況ですとか、身体の状態を考慮して、判断をまた変えるっていいですか、協議いたしますので、その辺は考慮されているかと。

ただ、一次判定において、なかなか高齢者の方が確かに頑張って、できないのにできるということが起きがちではございますので、詳細に、例えばふだんの状況を観察していただきということと、御家族の立会い等もお願いしておりますので、その辺、そういう状況もよく承知しておりますので、考慮して対応しているところでございます。

○日名子委員

御家族の心情もありますし、今までも丁寧に対応されていたかと思いますが、今後こういうデータ化になるということで、御家族の方はデータ化になったことは、全然分からないと思うので今後ちょっと寄り添うような形で対応していただけたらと思います。

○阿南高齢者福祉課長

ありがとうございます。今回デジタル化という形になると、なかなかこう冷たくなるのではないかとこのふうな誤解を与えていますが、実際のところ、調査員が行って調査するのとかというのは、もう全く変わりません。ただ結局聞き取って、市役所に戻って入力していただくのがその場で入力できる形になりますから、決して、省略することや、本当でしたら人を介してやるのが、データが勝手にしてしまうということではございませんので、その辺は十分考慮しながら対応したいと思います。

○日名子委員

調査員の方によって違うのではないかと。御家族の方が今までおっしゃってきたかと思いますが、今回データ化になるということで、人と人の対応というケースも今後ともよろし

くお願いしたいと思います。

○重松副委員長

まず、申請から現在認定まで、大体どのくらいかかっているのかということと、現在、データベース化することによって、どのくらい短縮されるのかということとをまず知りたいです。

あと、ここにある要介護の認定までの流れの主治医意見書というところがありますが、この主治医の定義というか、実際にどういった方が主治医になるのか。また、かかりつけ医等の先生がいない方はどうするのかということをお願いします。

○阿南高齢者福祉課長

まず、何日かというところですけど、今、別府市のほうで平均して38日程度かかっております。原則的には30日という形にして、全国そうですけども、県内どこも30日を超えている状況でございます。今回短縮というのを目指して、計画上は、原則が30日ですから、実証運用にして、どれくらい短くできるのか。先ほど申しあげました主治医意見書がもう郵送という関係で数日は減らされるのではないかと期待はしておりますが、一連の流れでそこを確認していく予定でございます。

次に、主治医意見書につきましてですけど、やはり申請時にはかかりつけ医がいらっしゃるかどうか、主治医意見書、書いてもらいますけど、確認はこちらでさせていただきます。

ほとんどの方がいらっしゃるものですから、病院にかかったことがないと、なかなかこういうサービスを受けようという方がいらっしゃらないですが、中には一度病院のほうにかかっていたら、そういったお願いできないかという確認はいただくようにしております。

○重松副委員長

すみません、もう1つ、認定から申請の間、まだ申請の許可がまだ下りないときの間のサービスの利用は原則できますか。

○阿南高齢者福祉課長

申請から決定まで、先ほど申しあげました38日ぐらいかかりますので、その間にどうしてもサービスを利用されたいという方につきましては、暫定利用ということが可能ではございます。

ただ、こればかりは結果というのが、必ず思ったような判定結果出るといのは限りませんので、もし認定が下りないという場合は、全額負担ということになってしまいます。その辺はケアマネジャーとも話して、御理解いただいた上で、そういう対応をいただいていると聞いております。

○中村委員

このデジタル化事業補助金ですけども、今後、継続的にかかってくるシステムの更新費用は、どのくらいを見込んでいますか。

○阿南高齢者福祉課長

実際のところ、今既にかかっているランニングコストはありますが、今回のシステム改修につきまして、5、600万円ぐらいは継続的にかかってくるのではないかと見込んでおります。

ただ、それにつきましても、今回の実証運用に対して、もっと出てくるのではないかと。はっきり金額が出てくるのではないかと考えておりますが、ランニングコスト的には、それぐ

らい継続してかかるのではないかと思います。

今回補助につきましては、単年度補助ということで、次年度以降の補助の見込みは、まだはっきりは返事もらっていないのですが、国も令和8年度介護DXに向けて、補助はこんな形を考えているということですので、そういったものも確認しながら、補助をいただいて進めたいと思っております。

○安部委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第56号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第56号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時14分

再開：10時14分

○安部委員長

再開いたします。

次にひと・くらし支援課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)ひと・くらし支援課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、ひと・くらし支援課関係部分につきまして、御審査をお願いいたします。

○甲斐ひと・くらし支援課長

それでは、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)のうち、ひと・くらし支援課関係部分について、御説明いたします。歳出を御説明いたします。予算書の17ページをお開きください。

事業番号0307生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額として、151万2,000円を計上しております。これは就労自立給付金強化等、法改正に伴うシステム改修を行うための委託料であります。

法の改正内容については、主に高等学校等卒業による就職者の新生活立ち上げ費用や就労自立給付金の強化、児童手当で拡充への対応でございます。

なお、当該事業費については、2分の1が国庫負担になる予定です。

以上であります。ひと・くらし支援課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○中村委員

すみません。高校から卒業した後の就労支援の強化っていうところですけど、具体的にどのような内容ですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

今回の法改正に伴う高校卒業者等の就職の給付金についてなんですけども、高等学校を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から、非常に重要であると考えていることで、就職する際に、新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業につくことを促進すると、目的で、今回あげております。

○安部委員長

中村委員、よろしいですか。

○中村委員

具体的にどのような内容、支援する内容は。

○甲斐ひと・くらし支援課長

支援する内容としては、もともと就労支援員が3名いますので、この就労支援員3名とあとはケースワーカー、これを含めまして、それぞれの家庭に訪問したり、または就職に伴う仕事があれば斡旋したりとか、または面接の模擬面接をしたりとか、そういう支援を行っているところでございます。

○中村委員

それは、今まではされていなかったのですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

今までも、通常行っていましたが、今回は法改正で、高校の卒業者に対しては、立ち上げ費用という形での、せつかく就職したのはいいけれども、それに伴って、必要な費用については、また自分で捻出しないといけないという大変なことがあったので、今回、国のほうがそういうふう判断して決めたとありますが、通常今までも確かにしておりました。

○安部委員長

よろしいですか。

○中村委員

より強化するということですかね。

○甲斐ひと・くらし支援課長

いわゆる就職した方に対する、そうですね、強化であって、またこの給付金というのは、1つのお祝い金という意味合いもあると思います。

○安部委員長

ありがとうございます。

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 19 分

再開：10 時 19 分

○安部委員長

再開いたします。

次に子育て支援課関係議案の審査を行います。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)子育て支援課関係部分について、当局から説明を願います。

○宇都宮こども部長

委員長、それでは子育て支援課につきまして、審査をよろしく願います。

○中西次長兼子育て支援課長

それでは、関係部分の説明をさせていただきます。座って説明のほうさせていただきます。

予算説明書です。補正ですが、16 ページを御覧ください。歳出のほうでございます。

事業番号 0291 児童手当で支給に要する経費の追加額につきまして、12 節委託料、総合福祉システム改修業務委託料、こちらの追加額、2,366 万 6,000 円を計上させていただいております。これは、令和 6 年 10 月分以降の児童手当での制度改正に伴うシステム改修に要する経費でございます。国庫補助の決定が 4 月以降になったため、今回、補正予算計上をさせていただくようになりました。

改正内容でございますが、支給対象者が高校生世代まで拡充、第 3 子以降の額が従来の 1 万 5,000 円から 3 万円に増額、また所得制限を撤廃するものでございます。

また、支給回数も従来、4 か月に 1 回、年 3 回でございましたが、2 か月に 1 回、年 6 回

に変更するものでございます。そのために必要なシステム改修の経費として、今回、予算計上をさせていただいております。

次に、1396 子どもの未来創造に要する経費、こちらにつきましては、財源補正として、1,000 万円計上させていただきました。企業版ふるさと納税の一部を本事業に充当するものでございます。

一旦戻りますが、予算説明書 9 ページ御覧ください。

歳入でございます。16 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、子ども子育て支援事業費補助金として、2,466 万 2,000 円を計上しております。先ほど御説明しました児童手当の制度改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金となっております。

以上で、子育て支援課関係部分の説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○重松副委員長

今、制度改正の中で、支給の回数、支給月が 3 回から 6 回に変更になったということですが、今回 10 月からの支給ということで改正されまして、本来だと、今までは次が 2 月の支給だと思いますが、それは改正変わったら何月になりますか。

○中西次長兼子育て支援課長

12 月になります。

○重松副委員長

12 月支給に変わったということですね。分かりました。ありがとうございます。もう 1 つ、この第 3 子が 3 万円ということですがけれども、第 3 子の考え方、いろいろ何か議論があっただけですけれども、結局のところは、第 3 子は、いわゆる高校を卒業すると、その第 1 子目の方は、第 1 子とはカウントされないのかということかと。

○中西次長兼子育て支援課長

多分、今までのお話、結構、高校卒業した子はもう数えずに、そこからこう 1、2、3 というカウントということですが、一応、国のほうの資料に基づきまして、こちらの説明ですが、多子加算のカウント方法、現在の高校生世代までの取り扱いを見直し、大学生に限らず、22 歳の歳までの上の子、お子さんについて、親の経済的負担がある場合をカウント対象とするということになっていきますので、22 歳までのお子さんから、第 1 子、第 2 子、第 3 子という考え方になります。

○重松副委員長

そこも変わったということですか。

○中西次長兼子育て支援課長

そこを見直すようになっていると思います。

○日名子委員

ちょっと確認ですが、ちょっと極端に歳が離れているお子さんは、支給対象にならない可能性があるということですね。24歳、25歳になったときに、高校生以下の歳が離れていると、カウント対象にならない。

○中西次長兼子育て支援課長

先ほど私がちょっと読み上げた部分はそのものですが、ちょっとそこについての記載というのは分からないのですが、今の多分22歳までということになると。

○日名子委員

23、24歳に第1子、第2子になって、歳が離れて、高校生、小中学生がいた場合は対象外になり得る。

○中西次長兼子育て支援課長

第1子カウントで、高校生まではなりますが、3万円の対象にはならない可能性があるということですね。

○宇都宮こども部長

一応、国から出されている言葉そのまま今読み上げたいと思います。

多子加算のカウント方法については、現在の高校生時代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合はカウント対象とするということですね。

○安部委員長

そういうことですね。

○中村委員

すみません、22歳までの親の経済的負担がある場合ってということですが、親の経済的負担の枠組みです。例えば、同居しているイコール親の経済的負担があると見るのか、別居していたらないと見るのか。その辺の親の経済的負担はどのような基準ですか。

○中西次長兼子育て支援課長

申し訳ありません、そこまで詳細な資料については持ち合わせがございませんので、また分かり次第、御説明させていただきます。

○安部委員長

じゃあ、それに関しては、後日、委員会に報告してください。

○中西次長兼子育て支援課長

承知しました。

○安部委員長

とてもいい質問が出たと思いますが、ほかにございませんか。

○三重委員

子どもの未来創造に要する経費、これふるさと納税を活用して、子どもたちの何か役に立っているという、具体的にどういうものに役立てるとかというのは決まっていますか。

○中西次長兼子育て支援課長

子どもの未来創造に要する経費の主なものが、子ども見守りシステムに関わるものでございます。そちらの経費のほうに充当させていただこうかというふうに考えております。

○安部委員長

ありがとうございます。

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に、御質疑ないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）子育て支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 29 分

再開：10 時 29 分

○安部委員長

再開いたします。

次に健康推進課関係議案の審査を行います。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）健康推進課関係部分について、当局から説明願います。

○和田いきいき健幸部長

委員長、先に御挨拶をさせていただいてよろしいですか。

○安部委員長

はい。

○和田いきいき健幸部長

おはようございます。このたびいきいき健幸部長を拝命しました和田と申します。委員の皆様方には、この 1 年間、大変お世話になります。よろしく願いいたします。

○末房健康推進課長

おはようございます。このたび健康推進課長を拝命いたしました末房と申します。委員の皆様方には、大変お世話になります。1 年間、どうぞよろしく願いいたします。

○和田いきいき健幸部長

当いきいき健幸部では、令和6年度一般会計補正予算（第3号）部分につきまして、2つの課から予算を計上させていただき、市長専決処分につきまして、1つの課から議案を提出させていただいております。順次、各課長から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○末房健康推進課長

健康推進課関係部分について、説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、歳出部分から説明いたします。予算書の18ページをお開きください。

事業番号0318 予防接種に要する経費の追加額についてです。新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、65歳以上及び60歳から64歳で、国が定める一定の障がいがある方を対象に、秋から冬に1回、ワクチン接種を行うことから計上するものです。

内訳といたしまして、予防接種の実施に伴うものとして、予診票の印刷製本費26万2,000円、健康管理システムデータ入力業務委託料220万円、予防接種委託料2億1,666万円、市外で接種し、償還払いとなった場合の予防接種助成金414万円となっています。

また、予防接種後の健康被害救済制度に伴うものとして、事故調査会の報酬2万円、健康被害を受けられた方などへの扶助費4,462万2,000円となっています。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書8ページをお開きください。

先ほど歳出で説明いたしました予防接種後の健康被害の給付金等の追加額に対する国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,462万1,000円を計上しています。

次に、予算書12ページをお開きください。3行目、ワクチン生産体制等緊急整備事業助成金についてです。新型コロナワクチン接種に伴う予防接種に要する経費の追加額に伴い、接種実績に応じた助成金として、1億3,280万円を計上しています。

以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○小野委員

新型コロナワクチン接種のことでお伺いします。予防接種の後の健康被害給付費として上げられていますが、別府市で、例えば申請していらっしゃる方の人数とか、またはその認定数は分かりますか。

○安部委員長

分からなかったら分からなくて結構ですよ。

現時点で分かる範囲で。

○末房健康推進課長

すみません、今時点で資料がないので、お答えできませんが複数名いらっしゃいます。

○安部委員長

複数名ですね、はい。

○小野委員

私も県内の知り合いからよく聞くのが、申請して、国に認定されるまで1年以上待っているということを聞いていまして、病院で開示請求とか、提出資料がすごく多いと聞いています。やはり申請される方は、体調が悪い中、申請をされる方が多いと思いますが、開示請求を病院に行ったときに時間がかかり、なかなかしてくれないと聞いたことがあります。別府市では、そういったことはお聞きしたことはないですか。

○末房健康推進課長

特に聞いたことはありません。なるべく対応していただいていると思っております。

○安部委員長

いいですか。

○小野委員

ありがとうございます。申請するとあまりにも資料の提出の多さに、途中でくじけてしまう方もいらっしゃるというふうにも聞いています。もちろん寄り添っていただいていると思いますので、これからも引き続きよろしくお願いします。

○安部委員長

よろしいでしょうか。
ほかに御質疑ありませんか。

○重松副委員長

ワクチンの接種の費用のことですが、まだ決まっていはいないということですが、定期接種の方、また任意接種の方、それぞれ大体どのくらいの予定をされているかということをお伺いしたいと思います。

○末房健康推進課長

定期接種の方は、市が負担する7,000円の1割から3割負担の間で今、調整をさせていただいています。任意接種の方は、病院が設定する金額になりますので、全く未定ではありませんが、国が大体1万5,000円前後の金額ではないかということで今示している金額になるかと思われま。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に、御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)健康推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号健康推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたします。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時38分

再開：10時38分

○安部委員長

再開いたします。

次に保険年金課関係議案の審査を行います。

議第66号市長専決処分について、当局から説明願います。

○石崎保険年金課長

それでは、保険年金課関係議案の御説明をさせていただきます。座って御説明をさせていただきます。

保険年金課関係議案は、議第66号市長専決処分についての1議案となっております。議案書の27ページを御覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき、市長において、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正内容につきましては、次の28ページに改正条文を載せております。

詳細につきましては、タブレットのほうに説明資料を配付しておりますので、それに沿って御説明をさせていただきます。

改正の内容は2点あり、1点目は項番1課税限度額についてであります。保険税のうち、黒の太線で囲っています後期高齢者支援金部分に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものであります。

なお、医療給付費分及び介護納付金分につきましては、変更はなく、据置きとなっております。

2点目は、資料の項番2低所得者に係る保険税の減額基準所得についてであります。黒の太枠で囲っています5割減額及び2割減額の対象となる世帯所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を5割減額では、29万円から29万5,000円に、2割減額では、53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ改め、保険税軽減世帯の範囲を広げるものであります。

なお、7割減額につきましては、変更はなく、据置きとなっております。以上が、別府市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

簡単ではありますが、議第66号市長専決処分についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

○重松副委員長

この上の1番の課税限度額が改正、2万円限度額が上がったということで、この影響を受ける方は、年収、所得でいうと、どのくらいの方が影響を受けることになりますか。

○石崎保険年金課長

お答えいたします。年収というよりも、保険税につきましては、資料の1番のほうに書いておりますが、まず保険税につきましては、所得に対して所得割がかかります。

次に、人数1人につきいくらかというふうに決まっておりますので、人数が多ければ、やはり保険税がかかるということになります。

そして、1世帯当たり4,600円ということになりますので、この3つの合計金額が今まで22万円だったと。これが24万円まで引き上げられたというところであります。

○重松副委員長

24万円に上げられたことで、104万円から106万円が限度額ということになりますかね、その方が納めるのが最高で106万円ということですね。これ2万円課税額が上がったということで、2万円を負担しないといけない方っていうのは、大体どのくらいの方からされるのかということ。

○石崎保険年金課長

今回6月から保険税が新しい年度というところで課税されるようになります。

それで、令和5年度のいわゆる古い算定の基準と令和6年度、今年の算定の基準で比べた場合、賦課限度額、いわゆる限度額を超過する分という形になりますが、今までは72世帯で、これが今度、賦課限度額が上がったことによりまして、59世帯になります。

72世帯のうち、13世帯、いわゆる72引く59で13世帯残ります。この13世帯につきましては、2万円のいわゆる上限の幅の中に収まっているという形で、合計金額では、調定ベースで約118万円の増額ということになります。

○重松副委員長

例えば、年収500万円以上の方がこの影響を受けるとか、ちょっとざっくりした、皆さんがこの影響を受けるということではないと思いますが。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員

私のほうから、要は所得が影響するかっていうことですね。計算式の中に。今の当局の説明は、人数と世帯の話だけでしたけど、所得についての話は言及されていなかった。

○石崎保険年金課長

先ほど御質問があったのが、年収ベースということでお話がありましたので、なかなか難しい、年収であれば。所得ベースでいいますと、所得割の率が2.4%ということになりますので、逆算した場合に、おおむね952万円ぐらいの所得が出ればオーバーするのではないかと思います。

○安部委員

了解です。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○重松副委員長

結構じゃあ 952 万円以上の年間の所得の方がこの影響を受けるということでしょうか。

○安部委員長

議事録に残りますから、正確にお願いします。

○石崎保険年金課長

先ほどから言いますように、所得ベースということだというお話になりますので、952 万円の所得で 24 万円という形になります。先ほどから言いますように、所得ベースで、しかも人数というところになりますので、目安の金額というのがなかなか難しく、大体 952 万円ぐらいの所得があれば、後期高齢者の分というのは、最高年度額に近い分になるのかなというように思われます。

○安部委員長

よろしいですね。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 66 号、市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 66 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 48 分

再開：10 時 48 分

○安部委員長

再開いたします。

次にスポーツ推進課関係議案の審査を行います。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)スポーツ推進課関係部分について、当局から説明願います。

○豊田スポーツ推進課長

スポーツ推進課長の豊田でございます。よろしくお願いたします。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)スポーツ推進課関係部分について、御説明をいたします。予算説明書の 24 ページをお開きください。

事業番号 0657 体育施設整備に要する経費の追加額 2,026 万円でございます。現在、別府総合体育館は、天井、床、照明、空調等の大規模改修中でございますが、火災発生時の煙を外に逃す機能を持つ排煙窓の不具合が発覚いたしました。これは、建築基準法や消防法に基づき、設置を義務づけられた排煙装置であること、また体育館建設後 20 年を経過し、部材の経年劣化が進んでいることなどを勘案いたしまして、今回改修を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

○日名子委員

改修の期間というのがどんな感じですか。

○豊田スポーツ推進課長

改修の期間は、今年度末を予定しております。

○日名子委員

終了。

○豊田スポーツ推進課長

はい。

○日名子委員

ありがとうございました。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員

開始は。

○豊田スポーツ推進課長

開始は、議決があり次第、始めたいというふうを考えております。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)スポーツ推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号スポーツ推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、スポーツ推進課議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 51 分

再開：10 時 51 分

○安部委員長

再開いたします。

最後に教育政策課関係議案の審査を行います。

議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）教育政策課関係部分について、議第 61 号別府市図書館設置及び管理に関する条例の全部改正について及び議第 69 号市長専決処分、令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）教育政策課関係部分について、以上 3 議案を審査いたします。

初めに、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）教育政策課関係部分について、当局から説明を願います。

○矢野教育部長

おはようございます。教育部長の矢野です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部では、予算議案といたしまして、先ほど申し上げていただいたように、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分、その他の議案といたしまして、議第 61 号別府市図書館設置及び管理に関する条例の全部改正について、議第 69 号市長専決処分についての議案を提出させていただいております。

それでは、教育政策課のほうから御説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○森本教育政策課長

教育政策課長の森本でございます。よろしくお願ひいたします。かけて御説明いたします。

まず、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分は、歳入予算、歳出予算、相互に関連をしておりますので、歳出予算から先に御説明をいたします。予算書の 23 ページをお開きください。

0566 中学校の施設整備に要する経費の追加額 1,800 万 9,000 円を計上してございます。令和 3 年度末をもって用途廃止をいたしました旧山の手中学校跡地につきましては、民間事象者への市場調査でも、耐震工事を行っているものの、経年劣化による老朽化が著しいことから、安全確保の面からも、校舎の利活用は難しいという意見が多く、本年 1 月に行いましたサウンディング調査の調査結果も市場調査と同様の意見だったことから、周辺施設の駐車場不足という喫緊の課題に対応する目的で、校舎等を解体し、駐車スペースを最大限広げて、仮設駐車場として利用するため、校舎等解体設計を委託するための経費でございます。

内訳は、旧山の手中学校管理教室棟ほか解体工事に伴う設計委託料が 1,238 万 8,000 円、石綿含有分析調査等委託料が 562 万 1,000 円でございます。

次に、歳入予算は 13 ページを御覧ください。財源は、設計等委託料の約 90%となる 1,110 万円に除却事業債を充てます。なお、5 ページでは、地方債補正第 2 表におきまして、地方債補正の限度額等について計上してございます。この後、令和 7 年度中をめどに解体工事を完了した後に、仮設駐車場として活用いたします。

議第 55 号の説明は、以上でございます。

○安部委員長

よろしいですか。

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言を願います。

○日名子委員

今、図書館の駐車場が、工事で駐車場が今使えなくなっていて、減っていくということで、山の手中学校が一時的な仮設で駐車場を造ろうという考えなのかもしれませんが、駐車場は何台減る予定ですか。

○森本教育政策課長

別府公園の文化ゾーンでございますね、臨時駐車場として使われていたときは、約 200 台の駐車ができておりました。

ですので、今は工事現場として、その部分は、もう閉鎖をしておりますので、200 台が減少するということになります。

○日名子委員

市役所の西側のすぐ目の前、あそこ半分が見ていると、もう建物で、減るようなイメージですけど、そこは 200 台の中に入っているのですか。

○森本教育政策課長

そこは 200 台の中には入っていないです。

○日名子委員

じゃあ、そこは何台ぐらい減るのですか。

○稲尾教育部次長

今、既設の西側駐車場は、以前 120 台程度ありましたが、敷地として減りましたので、90 台程度に減ります。90 台ぐらい減りますけども、上の段に新たに 150 台の駐車場を整備しますので、全体としては、240 台程度確保するということになります。

○日名子委員

じゃあ、トータル、市役所というか、図書館、この周辺だけだと、240 台ということでしょうか。

○稲尾教育部次長

はい、増えるという形です。

○日名子委員

増える。

○稲尾教育部次長

はい。それは来庁者用、それから図書館利用者を含めた公共駐車場として、確保されます。

○日名子委員

先週の答弁で、別府公園のおおいたみのりフェスタ等で、足りない部分を山の手中学校でしばらくの間、補填できるのではないかという答弁があったように記憶はしていますけれども、解体して仮設駐車場になる話は、いつ、誰から、どういうふうになったのですか。

○森本教育政策課長

議案質疑での答弁との繰り返しにはなりますけれども、初めに、令和3年11月に住民公聴会を開催いたしました。その後、企業を対象に市場調査を行い、その中でいろんな意見が出たものを踏まえて、令和4年3月に山の手中学校跡地利活用方針というものを策定いたしました。その中では、やはり校舎の利活用が難しいという意見も出ていましたが、住民公聴会の中では、利活用も検討してほしいという意見もあり、利活用方針においては、民間事業者への売却、もしくは借地によって、市が求める機能を実現していくことを検討するというふうに掲げています。

その後、令和6年1月にサウンディング調査を行い、3者参加をいたしまして、その3者の参加の中からも、校舎は、耐震工事はされているものの、やはり経年劣化による老朽化が著しいので、そのまま使うことはなかなか難しいという意見があったことから、令和6年4月24日、公共施設マネジメント推進会議において、解体を決定したというのが簡単な流れでございます。

○日名子委員

私も令和3年の住民との意見交換会参加したときに、やっぱりこうしてほしい、ああしてほしいという地域の声があったのは、もう会議録等で残っているかと思いますが、住民の方々の要望としては、やはり住民の地域の方々が集まれるような、集えるようなところが一番大きい声だったように記憶しています。

1月のサウンディング調査の民間の方々の意見のほうが何か重視されているように感じますが、そのそこはいかがでしょうか。

○森本教育政策課長

今回は、仮設駐車場にするということでありまして、利活用方針として、今後検討していくという方針は変わっているものではありません。

ですので、民間事業者の意見を優先しているというよりは、今回はやはり周辺に駐車場が足りなくなっているという現状を解決するために、仮設の駐車場を整備するというところに切り替えたものでありまして、繰り返しになりますが、利活用方針については、今後も継続をして検討をしていくという形になろうかと思えます。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員

1回整理させてもらっていいですか。一応確認ですけど、壊すと決めたのは、さっき御説明された公共施設マネジメント会議でサウンディング調査の結果を基に、壊すという判断をしたということによろしいですね。

○森本教育政策課長

令和6年4月24日の公共施設マネジメント推進会議。

○安部委員長

そう言われましたけど、そのとおりですね。

○森本教育政策課長

はい。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○日名子委員

校舎といろいろ特別教室、体育館、テニスコートと、学校全体でたくさんの施設建っていると思いますが、全部解体ということではよろしかったですか。

○森本教育政策課長

全部解体という状況でございます。

○日名子委員

そうしましたら、校舎側とテニスコート側で市道がありますけれども、両方、駐車場ができるというイメージですか仮設の。

○森本教育政策課長

現在はその計画です。

○日名子委員

特別にコロナのワクチンのPCR検査のときは、山の手中学校の門が県道のほうに面しているところは、通常は、出入りは県道からあそこへ出入りはなかなかできないけれども、特別に人を立てて、車の出入りを許可したということを知りましたが、市道のほうから出入りというのは、地元の方には今後説明とかはありますか。

○森本教育政策課長

議決をいただきまして、今後やはり解体のスケジュールなども地元の方に詳しく御説明をする機会を設けないといけないと思っていますので、そのときに道路の入り口や、委員が御指摘をされたようなことも踏まえて、しっかり住民の方には御説明をする機会をいただきたいと思っています。

○日名子委員

令和3年にこの意見を聞いたときから3年たっていますけども、どうなるのか、あんなのかというのは、山の手地区の方はすごく気になっていますし、市のほうは、もう2年たつたとおっしゃいますけど、過去に十何年も放置されていた小学校とかもあったわけで、もう2年たつたから早く、早くという感じで、何か解体も公共施設マネジメント会議で決まったのかもしれませんが、ちゃんと住民の方に説明はしていただきたいと思っていますし、その予定じゃなくて、必ずしていただきたいと思っています。

山の手町の公民館も山側にあつて、崖みたいになって、古いですし、ぜひそこに移設ができたという要望もあったかと思います。改修か何かの形で、また地域の人たちが集えるところという意見もあったかと思うので、そこはしっかり自治会長には御相談に伺っているという話も知りましたが、住民全体の方たちへの説明は必要だと思いますので、必ず行っていただきたいと思っています。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、住民への説明ということも非常に大事なことで認識をしております。まず、解体につきましては、今回、設計費を予算計上させていただいて、それに基づいて、

また工事の概要が決定すると思います。

工事議案につきましても、また議会のほうに提案させていただいて、詳細等が決定すれば、いずれにしろ、住民、周辺住民を中心に、皆様への周知というのは必要だと思います。

また、その後、仮設の駐車場として整備はいたしますが、その後の利活用については、今言いましたように、令和3年度に利活用方針を立てておりますので、そこからまた期間がかなりあいてしまいますので、再度そのところはしっかりと、その時点での住民の意見というのを吸い上げた中で、本当にどういうふうな形で利活用をするのかということところは、検討していきたいと考えております。

○日名子委員

今はまだ行政財産かと思いますが、どのタイミングで普通財産のほうに変わる予定なのでしょうか。

○矢野教育部長

そこは、校舎を解体すれば、行政財産の目的がなくなりますので、普通財産という形になるのかなと思いますが、そこは関係課と協議しながら、タイミングについては、図っていきたいと思っております。

○日名子委員

解体して、仮設駐車場ができて、その後に何を建てるか、何をどうするかということが決まっていたタイミングで、普通財産がどうなるかというのになるかと思いますが。所管も決まってくるのかなとは思いますが。万が一、民間に売却とかということがあった場合、そのタイミングで議案に対して、附帯事項等をつけることも今後考えられるかなと思います。

今後、何建つかとか、まだ何も出てない、何も決まってない段階ではありますけども、もう早めに民間に売却ということは、あそこは文教地域ということもありますし、ぜひそういうことのないようにしていただきたい。教育部の皆さんにこれをお願いするというのもちょっとあれかと思いますが、何も決めてない段階だと思いますけれども、売却は民間のほうにはしていただきたくないと思いますし、これは委員長報告の中にも委員長にお願いですけれども、しっかり委員長報告の中に入れていただければなとは思っております。

○矢野教育部長

令和3年度に策定いたしました利活用方針というのは、売却もしくは定期借地という選択になっております。売却という選択肢を外したわけではないのですが、ただ、その辺の意向につきましては、我々も重く受け止めたいと思っております。

ただ、そこは今後の展開次第というところもありますので、全く現時点では未定という状況でございます。

○日名子委員

これはあくまで想定ですけれども、文教地域にそぐわない建物というか、スーパーが多い地域ですから、もちろんスーパーなんて来ないとは思いますが、もう今オーバーラップって言われているホテル等も、ぜひやめていただきたいなと思っておりますけれども、利活用の案の中にもしかしたら建つかもしいないという、書き方がこう大きい範囲で取られるようなことと理解していますので、そこは文教地域のエリアということなので、本当に慎重に今後の事業の計画をしていただきたいなと思っております。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、この地域は文教地域というところで、この利活用方針を立てる際にも、まず前提条件として、ここは市役所の周辺の拠点としての方針や、また市街地ゾーンとしての方針等、立地適正化計画におきましても、文化拠点の方針として、文化施設等が集積する交流のふれあいの拠点としているというところを前提条件としながら、市場調査を行っておりますので、その部分につきましては、もう文教地域であるという観点につきましては、もうここはもう変わらないものだというふうには認識しております。

○日名子委員

今回の1,800万円の計画、設計等も出まして、それから解体ということですけど、スケジュールも分かり次第、またお知らせいただければと思います。

○矢野教育部長

今回、設計費を議決させていただければ、設計に直ちに移って、そこで詳細の工期とか概要とかが出てくると思いますので、その辺につきましては、また報告をさせていただきたいと思っております。

○安部委員長

ほかに。

○山本委員

確認。あの土地を売却にしても、何にしても、議会を通さんといけないか。

○安部委員長

その点いかがですか。

○矢野教育部長

方針が決定次第、少し先の話にはなるのかなと思いますけども、決定、方針が出来次第、議会のほうには報告をさせていただきたいと思います。

○山本委員

違う違う、議決が必要かどうかという確認。

○矢野教育部長

もちろん法令に基づきまして、面積と価格によっては、もちろん議会の議決を必要とすることになることかと思えます。

○山本委員

逆に言うと、議会の議決が必要ないものはあるのか。

○矢野教育部長

あその土地が現状で約10億円かなと思われております。売却する際には、10億円という金額が目安になるかなと思いますので、その部分に売却という方針になれば、議決は必ず必要だと認識しております。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員

じゃあ、あわせて私のほうからよろしいですか。

当然、設計費用ということなので、当然壊すお金というのが別に存在するわけで、そこは工事ということで、1億5,000万円以上の工事であれば、議会の議決事項になるということでもよろしいですか。

○矢野教育部長

もちろんその認識で考えております。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○安部委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

すみません、今後、仮設駐車場になった場合、仮設駐車場の使い方ですけれども、通常、ずっと開けているのか、それともこうイベント等で駐車場が足りないと想定される場合のみ、開くようになるのか。教えてください。

○矢野教育部長

今回の仮設の目的が説明させていただいているとおり、周辺の駐車場不足というところが課題となる中での仮設駐車場の設置ということになりますので、我々としては、もうオープンにしたいという考えではいるのですが、そこはまた関係課と協議をしながら、運用面については、決定をしていきたいと思っております。また、決定する際には、御報告をさせていただきたいと考えております。

○中村委員

別府公園は、土日イベントが多いです。なので、そういうときに必ず下と東側駐車場が足りないの、今、交通警備員絶対つけてくださいとか決まりがあります。なので、別府公園で何かイベントあるときは、もうぜひ開放してほしいなというふうに思います。要望です。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)教育政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号教育政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 61 号別府市図書館設置及び管理に関する条例の全部改正について、当局から説明を願います。

○森本教育政策課長

議第 61 号は、議案書 9 ページから 18 ページでございます。

別府市立図書館及び別府市共創交流拠点こもれびパークにより構成をされます複合施設の設置に伴いまして、別府市立図書館設置及び管理に関する条例の全部改正を行うものでございます。

改正後の条例は、章立てで構成をしております。前文、第 1 章、総則、第 2 章、別府市立図書館、第 3 章、別府市共創交流拠点こもれびパーク、第 4 章、附則となります。

第 1 章、総則では、目的、名称及び位置、複合施設の構成並びに運営の基本方針を定めまします。名称は別府市立図書館等複合施設としまして、条例制定後に広く愛称を公募する予定でございます。

第 2 章では、別府市立図書館の目的、職員、利用者の秘密保持義務、利用の制限、図書館協議会及びラーニングコモンスの使用許可等について、規程をいたします。

第 3 章では、別府市共創交流拠点こもれびパークの目的や事業、使用許可等及び指定管理による管理等について、規定をいたします。

最後の第 4 章は、今回の規定を附則するために、損害賠償や委任について、規程をいたします。

なお、本条例の施行日は別に規則で定めることといたします。説明は以上でございます。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○小野委員

こもれびパークのことで、ラーニングコモンス交流サロン、屋外広場、この利用金額の書き方が、私が理解できなくて、具体的にどういうことになるのですか。1 平方メートル、1 時間につき 10 円とか 7 円とかとありますが、もう区切られているということですか。それとも利用する方がここからここまでとか、そういう感じで使うのですか。

○稲尾教育部次長

今回、条例で利用料金設定している中で、多目的ホールと音楽スタジオは、いわゆるもう部屋としての貸出しになりますが、こもれびパークに置かれます交流サロンにつきましては、ふだんはもうフリースペースとして、市民の方が使っておりますので、ただ、その中で何かのイベントをすとか、行事をするときに、面積を区切ってお貸しするということとなりますので、そのときに 1 平米あたり 10 円という価格を設定させていただいています。もう面積は、もうそのときのイベントの内容によって決まりますけども、ただ先ほど申し上げたように、ふだんはフリースペースとして、市民が使っていますので、全くシャットアウトして、お貸しするということは想定してないです。

○小野委員

理解できました。もう 1 つ、図書館のウェブサイトがあると思いますが、新しく図書館が変わることによって、バージョンアップするのか。あと、今は図書館のことですけど、こもれびパークのことも含まれるのかということと、すみません、ママさんたちから結構聞

きますが、マイページの中で、自分が借りた履歴が見られるとうれしいという要望とかを聞いていて、子どもの絵本は、最大10冊まで借りる方が結構多いです。そうなったときに、何借りたかなとか、大人の方は、そんなにたくさん一気に借りることはあんまりないかもしれませんが、何かそういう履歴とかが見られるようなところが、もしバージョンアップするにあたって、できるのであればというのを伺いたいです。

○森本教育政策課長

ありがとうございます。図書館のウェブサイトシステムにつきましては、今年度予算を計上しております。新しい図書館独自のウェブサイト構築するように現在、準備を進んでいるところです。

その中で、やはりいろんな御要望もあるかと思っておりますので、委員の御指摘のありました、履歴につきましても、どのような形で行っているのか。他市の図書館の状況も見ながら、参考にして、新しいウェブサイトシステム構築に向けて、進めていきたいと思っております。

○小野委員

よろしく申し上げます。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○日名子委員

今質問ありましたが、交流サロンはどのぐらいの広さですか。それを皆さん使いながら、1平方メートル、もし使うなら、お金をいただくということですよ。どのぐらいのイメージ、教室ぐらい。

○稲尾教育部次長

ちょっと間違った数字を言うといけないので、また後ほど面積についてお知らせさせていただきたいと思っております。

○日名子委員

今後、図書館の通称名とかを公募するとありましたけども、こもればパークという名前はいつ決まりましたか。

○森本教育政策課長

こもればパークにつきましては、もともとは別府市共創交流拠点という言い方ですけども、庁内で検討いたしまして、決定いたしました。

○日名子委員

職員さんで決めたということですね。

○森本教育政策課長

はい。

○日名子委員

こもればとって、松の木が想定していたよりも伐採されたような気がしますが、松の木

があるので、こもればパークという、ちょっとかわいらしい名前かなとは思いますが、以前、次長にも要望をしたことがあったと思いますが、南部の今のサザンクロスの中にある図書館は、支所として存続してほしいという要望があったかと思いますが、その辺の検討等は今のようになっていますか。

○稲尾教育部次長

管理運営計画にも書いておりますけれども、図書館を移転して、新築してオープンしますので、機能としては全部インという形になりますが、その上で、市内全域に対するサービスを展開していかないといけないというふうに思っていますので、そういったこう地域拠点ごとに、そういったこうサービスポイントが設置するとかということを今後、具体的に検討していきたいと思っておりますが、まだ具体的にどうするというふうに決まっているわけではありません。

○日名子委員

やっぱり長年、サザンクロスの中にある図書館に通われている方で、ぜひ残してほしいという動きが今起こっているのは届いているかとは思いますが、そういう分所ですかね、そういうので残してほしいという意見があるということは、一応お伝えしていますし、残してほしいという活動も始まっていると私は聞いていますので、そういうこともお伝えしておきます。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○中村委員

別府図書館に協議会を設置するというので、協議会で委員が8名以内とするというふうに書かれていますが、この協議会のメンバーは今のところどのようなメンバー構成で考えていますか。

○森本教育政策課長

図書館協議会を設置するというのは、法で決まったものです。現在は学識経験者、それから活動をしているそれぞれ読み聞かせ団体や、そういった活動をしている方で構成をされています。

○中村委員

現在も設置されている。

○森本教育政策課長

図書館協議会は、法令必置義務の協議会ですので、今の図書館にも、もう既にございます。すみません、メンバーの具体的名簿を持ち合わせておりませんので、今すぐちょっとお答えができないけど、申し訳ありません。

○稲尾教育部次長

答弁、重なる部分がありますけど、この図書館協議会は現在の条例も定められているもので、新しい図書館用に新たにつくるものではありませんので、既存の図書館協議会がそのまま今回の全部改正においても継続されているということと、あとはもう役員、協議会の委員

に関しましては、任期ごとに更新されていくという形になりますので、次回どういったメンバー構成になるかについては、まだ決まっておられません。ただ、現在のメンバーは、先ほど言ったような構成になっております。

○中村委員

委員の任命は誰が行いますか。

○森本教育政策課長

図書館協議会の委員は、教育委員会が任命をするというふうになっていますので、教育委員会に諮って決定をしております。

○中村委員

委員会が任命するというふうに、第9条の3では書いてありますけれども、この委員会というのは教育委員会ですか。

○森本教育政策課長

教育委員会でございます。月に1回開かれていますので、その席でお諮りをして。

○中村委員

分かりました。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第61号別府市図書館設置及び管理に関する条例の全部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第69号市長専決処分について、令和6年度別府市一般会計補正予算(第1号)教育政策課関係部分、当局から説明を願います。

○森本教育政策課長

議第69号は、議案書48ページでございます。

議第69号令和6年度別府市一般会計補正予算(第1号)は、令和6年4月17日、市長において専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

本件は、55ページ、0551小学校の運営に要する経費8,502万8,000円、次の56ページ、0563中学校の運営に要する経費4,867万2,000円をそれぞれ増額し、市内小中学校全学年の机、椅子の更新を単年度で完了させるための補正予算の専決処分でございます。

現在使用しております木製の机、椅子を更新する事業は、当初、令和6年度と令和7年度の2か年で入れ替える計画でございましたが、歴史的な円安、原油価格や人件費の上昇、配送コストの上昇などを要因とする今後さらなる価格高騰が懸念されましたので、早急に製品

を確保し、全体の購入価格を抑えるために、令和6年度単年度で、全ての小中学校の机、椅子の更新を完了させる計画に変更いたしました。

4月17日の専決処分後、小学校は5月8日に入札を執行し、夏休み中に入れ替える計画です。中学校は6月5日に入札を執行しました。休日等も活用して、来年1月末を目安に、入れ替えを完了させる計画でございます。

なお、入札は、小学校14校分は地域性を考慮して、8グループに分割をして執行し、予算額1億3,490万5,000円のところ、契約額4,892万4,458円でした。中学校7校分は、東山中学校以外は1校分ずつ6グループに分割をして執行し、予算額6,327万2,000円のところ、契約額4,593万2,040円でした。御審議よろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○山本委員

時間を追って説明をしてほしい。当初予算で決まったね、その当初予算を決めた見積りはいつだった。

○森本教育政策課長

当初予算策定が大体11月ぐらいには行います。その前の段階で見積りを取っております。

○山本委員

その時点で、当然、建設資材が上がっている。物価高騰している。それももう読めたはずや。それは考慮しなかったの。

○森本教育政策課長

そのときに考慮できない要因があったのか、4月に実勢値価格を調査した際には、想定以上の値上がりが見られたということでございます。

○山本委員

ちょっと待って、そっちが決めたのでは。当初予算は。当初予算はどこが決めた。

○森本教育政策課長

当初予算は見積りを基に、教育政策課のほうで予算要求をしました。

○山本委員

そうやろ、その時点で当然、資材高騰が上がっているわけ、これ見越せるわけ。何で見越せなかったのか聞いている。

○矢野教育部長

今言いましたように、予算編成の前、11月頃に見積りを取りました。そのときには、その価格というのは物価高騰上での価格というふうな形で認識していたが、入札前、4月になり、もう1回、実勢価格、入札まで予算編成のときから数か月経過しておりますので、再度取ったところ、今回のような物価高騰が判明したので、今回、市長専決をさせていただいたという流れになります。

○山本委員

専決を決めた部署はどこでいつ決めた。

○矢野教育部長

専決につきましては、先ほど申し上げましたとおり、再度4月に見積りを取った時点で、物価高騰が判明いたしましたので、教育部のほうで専決をお願いしたところであります。

○山本委員

まるで、4月の時点で上がったみたいな言い方するけど物価高騰というのは去年からずっとあって、それを見越して当初予算出したはずや。2か年かけてよ。それが何で急に専決になったのか教えて。

○矢野教育部長

確かに、物価高騰の中での秋の予算編成での見積りを取得したつもりではありましたが、再度、入札前に見積りを徴収したところ、やはり小学校については16%、中学校については26%、その時点で物価が上がっておりましたので、その物価高騰の原因というの調査をいたしました。それでは物価高騰の部分で、建設物価調査会というところの指標を確認したところ、やはり急激に今年度に入って、3月、4月の時点で、この建設物価指数が急激に上がっていたということも判明しましたので、そういうところから、再度4月に見積りを取ったところ、やはり急激に上がっていたという実情から、専決をお願いした次第であります。

○山本委員

私が言いたいのは、当初予算で2か年と決まっています。それをいきなり取り消して、専決で1年やりますは、議会軽視、議決をどう考えている。あなたたちは。

○矢野教育部長

我々の判断といたしましては、専決をさせていただいて、2か年を1か年にすることによって、全体経費を抑えられるということを優先させていただいた上で、今回専決の流れで、専決をさせていただいたということになります。

○山本委員

今、物価高、言うたように、円安などいろいろあって、今まで議決したやつが、例えば建設でも何でもそうやけど、将来見越して、1年先見越して、2年先見越して、あらゆる可能性があります。全部専決するの。

○矢野教育部長

確かに、おっしゃるとおり、全ての価格が物価高騰で上がっているというのは、実情だと思っております。この小中学校の机、椅子というのは、やはり今、子どもたちが木製の机と椅子を使っております、もう経年劣化が著しいということで、当初2か年で予定していました。我々としては、物価高騰及び学校間での納入の差ということも鑑みて、今回は専決をさせていただいたということになります。

○山本委員

はっきり言ってね、物価が上がります。子どもたちに早くあげたいと。そう言われたら、議会は反対できない。できるわけない。私が言うのは違う、当初予算が決まって何か月たったうちに専決したのかという。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、当初予算が決定をして、もう4月すぐに見積りを取って、価格が上がっていた、専決をさせていただいたという流れですので、通常は、こういう流れはなかなか前例ないのかなと思っております。

○山本委員

その時点で部長はいなかった。専決する会議に入っていないでしょ。

○矢野教育部長

私は4月に着任をして、その時点で、この入札という事務が進んでおりまして、状況を詳細に確認したところ、見積り価格が高騰していたという事実がありましたので、私のほうも、専決の方向で動かさせていただいております。

○山本委員

どこの担当部署で、いつ決めたの。担当部署で会議を開いて。会議録あるのか。

○矢野教育部長

会議録はございませんが、先ほど言いましたように、見積りを取ったところ、かなり金額が上がっていたところから財政当局とも協議をした中で、全体価格を抑えるためには、早期に製品を確保する必要があるという、全体的な判断から、専決をしたという流れになります。

○山本委員

私、何回言ってもしょうがないけど、教育委員会として決定したのは教育長判断なのか。

○寺岡教育長

今、委員御指摘のように、この件につきましては、当初は2か年で小中に入れると。これまでも各学校のほうから要望として、今の木製機の利活用は非常に難しいということで、早く入れ替えてもらいたいというのは、数年前から出ていました。今回2か年で一応、入れ替えるという当初予算を入れていましたが、4月に2年よりも1年で入れたほうが子どもたち、運動会も近いですし、非常に利便性の面でも、早めに老朽化、経年劣化しているから入れたほうが良いということで、見積りを取りましたら、もう4月7日にかなり金額が変わっていたというようなことで、当初は物価高騰というようなことで入れていましたが、今回、再見もりの結果、こういうふうにご金額が変わっておりますので、この結果につきましては、市長部局とも協議をしまして、できたら早めに入れてあげたほうがいいかなというようなことでありまして、本当、臨時議会とか、あるいは早めにこう開くべきだったかなということで、見誤ったというか、このことにつきましては、本当申し訳ないと思っております。

○山本委員

もう最後な。さっきも言ったようにね、物価高騰します。子どもたちに早くあげたい。そう言われたら、議会は何も言えない。

ただ、言いたいのが、当初予算で決まって、何か月せんうちに専決でやりますよ。簡単にやりますよと。こんなやり方は許されるのかなという話。あんまりね、議会を無視したらいけない。今言われたように全体会議なら全体会議で説明する。説明場所も求めてやらんと、

いきなり専決やられたら、おれたちはもうどうしようもない。

○寺岡教育長

今回の件につきましては、おわびを申し上げる次第でございます。今後、十分対応しながら、検討していきたいと思っております。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員長

私のほうから最後、質問。

結果、物価高騰で見積り取られたということですが、結果、予算価格の3分の1ぐらいで落札されているようですが、その説明は。

○森本教育政策課長

私から御説明をいたします。

今回は、やはり市内の納品業者のもっと後ろにいらっしゃるメーカーというか、製造元のやはり強い意向が働いたというふうにも聞いております。そういったメーカーのシェアを広げたいというような意向がしっかり働いたがために、企業努力で安い価格で入札をしていただけというふうに聞き取りをしております。

○安部委員長

ありがとうございます。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○中村委員

2点ほど。新しい机と椅子変わるということですがけれども、木製の古い机と椅子は、今後リサイクルするのか、廃棄にするのか、教えていただけますか。

○森本教育政策課長

リサイクルにつきましては、木材用チップとかが可能性があるかということで、森林組合など、関係機関にも確認をしましたがけれども、もう既に製品としてなっているものは産業廃棄物の扱いになるということで、チップとすることは難しいという返事ももらっております。

ただ、現在使われているものの中でも、当面安全に使えると判断ができるものにつきましては、学校内での補助機であるとか、そういった使い道もこれから検討してまいります。

○中村委員

もう1個質問ですけど、椅子を納入、実際に学校現場に納入された場合、1番こう低い高さで、全部納入するというふう聞いています。

そうなると、小学生でいったら、中学年、高学年の子だと椅子の高さが足りないの、上げる作業が必要になると思いますが、それはどなたがされる予定ですか。

○森本教育政策課長

微調整につきましては、それぞれのクラスでしていただくことしかないと思っています。ですが、学校現場の負担をできるだけ減らすような形で考えております。

○中村委員

じゃあ何か策を今練っているということですかね。

○森本教育政策課長

そのとおりでございます。

○中村委員

分かりました。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○日名子委員

先日もこの説明のときにお伝えしましたが、今ある椅子と机を何か利活用ということで、例えば御家庭に必要な方は持って帰るとか、市民の皆さんに必要な方にと、かなりの机と椅子の量だと思うので、そういう検討は今どのように。

○森本教育政策課長

中村委員への答弁の繰り返しにはなるかと思いますが、やはり20年経過したものですので、安全性に使えるかと、椅子の欠落だったりとか、ねじが緩んだりとか、安全性をしっかりと担保して使えるかどうかということが一番大きなことだと思います。現状では、学校の補助机とか、そういったものに、安全に使えるものは利活用しながら、それ以外のことも検討しているところでございます。

○日名子委員

安全に使えるといっても、ごく限れた数だと思います。1校で何百と出るわけですよ。そしたらそれを処分するお金も発生すると思いますがそれはどのようになっていますか。

○森本教育政策課長

今回、契約金額の中には、物の納入と、それから搬出、それから物の廃棄も含めた金額で契約しております。

○日名子委員

安全に使えるものは学校で確保しつつ、それ以外は廃棄のほうに。でも、安全に使えるものの中でも、例えば子どもたちがお家で使いたいとか、何かに使いたいとかというリクエストというのは、検討とかしていただけますか。

○森本教育政策課長

それを今、検討しているところでございます。

○日名子委員

逆に、豊後高田市の例でいうと、昭和の町とかに、そういう学校の机とか椅子とか、カフェで使いたいとか、これは究極の私の想像ですけども。だから学校関係者じゃなくて、広く必要な方にはという。安全に使えるっていうものも、どこで誰がどういうふうに審査して、こう線引きをするのかということも分かりにくいですし、そういうふうで、今使っているわけなので、ほぼほぼそういうふうに見えるのかなという想像はしますけれども、それがもし大

量だったとしたら、学校で維持管理がなかなか難しいので、広くお知らせしてもいいのかなと。もったいないですし、廃棄の金額も入っているということですが、私は何かそれを使えないものに限ってはしょうがないかもしれませんが、処分するというのは、ちょっともったいないかなと思いますので、その辺はちょっとお願いしときたいと思います。

○安部委員長

よろしくお願いします。

○三重委員

SDG_sの観点からいったら、そういうことも、ごめんなさい、今、日名子委員の発言とか、さっきの中村委員の発言のSDG_sの観点からいくと、確かにそれは大切なことだなというふうに思っていますが、さっき課長のほうからね、学校現場の負担が、増えないようにという答弁言ってくれたので、大丈夫かなというふうには思っていますけども、今ちょっと山本委員が線引きは難しいと。だからやはりこれでね、また学校現場にまたアンケートを実施するなど、保護者に対してね。そういう業務を増やすようなことは、もう絶対にやめてくださいね。それだけ一言、私のほうから強くお願いしておきます。

○安部委員長

よろしいですか。

では、よろしくお願ひしたいと思います。

○矢野教育部長

すみません、先ほど私が答弁をさせていただいた部分について、ちょっと修正をお願いしたいと思います。山の手土地の売却について、議決に要する部分が予定価格2,000万円以上と申し上げましたが、土地に関しましては、1件が5,000平米以上のものに限るということです。

ただ、山の手中学校は全体で1万8,000平米ございますので、いずれにしても議決の対象にはなるということを修正させていただきます。

○安部委員長

ありがとうございます。

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第69号市長専決処分について、教育政策課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第69号教育政策課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと

思います。

これもちまして、厚生環境教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○閉議：11時50分